

# 歴史の偽造は許されない

「河野談話」と日本軍「慰安婦」問題の真実

2014年3月14日

日本共産党幹部会委員長

志位 和夫



はじめに

- ・「河野談話」が認めた事実、それへの攻撃の特徴は何か
  - ・日本の司法による事実認定——「河野談話」の真実性は歴史によって検証された
  - ・「軍や官憲による強制連行を直接示す記述はなかった」とする政府答弁書の撤回を
  - ・歴史に正面から向き合い、誠実かつ真摯に誤りを認め、未来への教訓とする態度を
- 志位委員長の一問一答から

日本共産党

# はじめに

日本軍「慰安婦」について政府の見解を明らかにした河野洋平官房長官談話（1993年8月4日、以下「河野談話」）が国政の重大な焦点となっています。

この間、一部勢力を中心に「河野談話」を攻撃するキャンペーンがおこなわれてきましたが、2月20日、日本維新の会の議員は、衆議院予算委員会の場で、①「慰安婦」を強制連行したことを示す証拠はない、②「河野談話」は韓国人の元「慰安婦」16人からの聞き取り調査をもとに強制性を認めているが、聞き取り調査の内容は不正確であり、裏付け調査もしていない——などと主張し、「新たな官房長官談話も考えていくべきだ」と「河野談話」の見直しを迫りました。

こうした攻撃にたいし、本来なら「河野談話」を発表した政府が、正面から反論しなければなりません。しかし、答弁に立った菅義偉官房長官は、それに反論するどころか、「当時のことを検証してみたい」、「学術的観点からさらなる検討を重ねていく必要がある」などと迎合的な対応に終始し、2月28日には政府内「河野談話」の検証チームを設置することを明らかにしました。また、安倍晋三

首相が、維新の会の議員に対して、「質問に感謝する」とのべたと報じられました。

## 「河野談話」が認めた事実、それへの攻撃の特徴は何か

まず、「河野談話」が認めた事実とは何か、見直し派による「談話」攻撃の特徴はどこにあるかについて、見ていきます。

### 「河野談話」が認めた五つの事実

「河野談話」は、1991年12月からおこなってきた政府による調査の結論だとして、次の諸事実を認めました。「談話」にそのまま沿う形で整理すると、つぎの五つの事実が認定されています。

第1の事実。「長期に、かつ広範な地

「河野談話」見直し論は、歴史を偽造し、日本軍「慰安婦」問題という重大な戦争犯罪をおかした勢力を免罪しようというものにほかなりません。

この見解では、「河野談話」への不当な攻撃に反論するとともに、それをつうじて日本軍「慰安婦」問題の真実を明らかにするものです。

域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた

（慰安所）と「慰安婦」の存在

第2の事実。「慰安所は、当時の軍当局の要請により設置されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」（慰安所）の設置、管理等への軍の関与

第3の事実。「慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあった」

（慰安婦）とされる過程が「本人たちの意思に反して」いた強制性があった

第4の事実。「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」（慰安所）における強制性強制役の下におかれた

第5の事実。「戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」（日本を別にすれば、多数が日本の植民地の朝鮮半島出身者だった。募集、移送、管理等は「本人たちの意思に反して行われた」強制性があった）

これらの諸事実の認定のうえにたつて、「河野談話」は、「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかなる問はず、いわゆる従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます」と表明しています。

さらに、「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。

われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」とのべています。

## 「慰安所」における強制使役について最大の問題がある

「河野談話」が認めた諸事実のうち、「談話」見直し派が否定しようとしているのは、もっぱら第3の事実——「慰安婦」とされる過程が「本人たちの意思に反していた」＝強制性があったという一点にしばられています。①「慰安婦」を強制連行したことを示す証拠はない、②「慰安婦」の証言には裏付けはない——こういって「河野談話」の全体を信憑（しんぴょう）性のないものであるかのように攻撃する——これが見直し勢力の主張です。

こうした攻撃の山口そのものが、日本軍「慰安婦」問題の本質をとらえない、一面的なものであることを、まず指摘しなくてはなりません。女性たちがどんな形で来たにせよ、それがかりに本人の意思で来たにせよ、強制で連れて来られたにせよ、一たび日本軍「慰安所」に入れば監禁拘束され強制使役の下におかれた——自由のない生活を強いられ、強制的に兵士の性の相手をさせられた——性奴

隷状態とされたという事実は、多数の被害者の証言とともに、旧日本軍の公文書などに照らしても動かすことができない事実です。それは、「河野談話」が、「慰安所における生活は、強制的な状況での痛ましいものであった」と認めている通りのものでした。この事実に対しては、「河野談話」見直し派は、口を閉ざし、語ろうとしません。しかし、この事実こそ、「軍性奴隷制」として世界からきびしく批判されている、日本軍「慰安婦」制度の最大の問題であることを、まず強調しなくてはなりません。

そのうえで、「河野談話」見直し勢力が主張する、「慰安婦」とされる過程が「本人たちの意思に反していた」＝強制性があったという「談話」の事実認定には根拠がない」という攻撃が成り立ちうるものであるかどうか。つぎに検討していきます。

## 「河野談話」にいたる経過を無視した「談話」攻撃

この攻撃の第一の問題点は、「河野談話」にいたる経過を無視した「談話」攻撃になっているということです。

日本軍「慰安婦」問題が、重大な政治・外交問題となったのは1990年からですが、それから1993年8月の「河野談話」にいたる経過をみると、つぎのよ

うな事実が確認できます。

(注)この見解では、「河野談話」にいたる事実経過の検証などのさいに、河野平元内閣官房長官と石原信雄元内閣官房副長官の発言を引用していますが、その出典は下記に記した通りです。

(出典a)『オーラルヒストリー アジア女性基金』（財団法人 女性のためのアジア平和国民基金）編集・発行）に収録された河野氏のインタビュー（2006年11月16日）

(出典b) 同上書に収録された石原氏のインタビュー（2006年3月7日）

(出典c) 『歴史教科書への疑問』（日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会）（編）に収録された河野氏の講演と質疑（1997年6月17日）

(出典d) 朝日新聞に掲載された河野氏のインタビュー（1997年3月31日）

## 韓国側から「強制連行の事実を認めよ」との訴えが提起される

まず、日本軍「慰安婦」問題で大きな被害をこうむった韓国から、「強制連行の事実を認めよ」という訴えが、さまざまな形で提起されます。

(1) 1990年5月18日、韓国の盧泰愚（ノ・テウ）大統領（当時）の来日を前にして、韓国の女性団体が、日本軍「慰安婦」問題について「日本当局の謝罪と補償は必ずなされなければならない」との共同声明を発表します。しかし、日本政府は、その直後に国会で「慰安婦」問題が議論になったさい、軍や官憲の関与を否定し、「慰安婦」の実態調査も拒否しました（1990年6月6日）。

(2) 1990年10月17日、こうした日本政府の姿勢に対して、韓国の主要な女性37団体が共同声明を発表し、つぎの6項目からなる要求を提起します。

一、日本政府は朝鮮人女性たちを従軍慰安婦として強制連行した事実を認めること

二、そのことについて公式に謝罪すること

三、蛮行のすべてを自ら明らかにすること

四、犠牲となった人々のために慰霊碑を建てること

五、生存者や遺族たちに補償すること

六、こうした過ちを再び繰り返さないために、歴史教育の中でこの事実を語り続けること

(3) 1991年8月14日、韓国の元「慰

安婦」の一人である金学順(キム・ハクスン)さんが、「日本政府は挺身(ていしん)隊(「慰安婦」のこと)の存在を認めない。怒りを感じる」として、初めて実名で証言します。

同年12月6日、金さんをふくむ韓国の元「慰安婦」3人(のちに9人)は、「組織的、強制的に故郷から引きはがされ、逃げるのできない戦場で、日本兵の相手をさせられた」として、日本政府を相手取って補償要求訴訟を提起しました。

日本国内でも、市民団体や研究者による真相究明を求める運動が起りました。

## 日本政府、「慰安婦」に 政府(軍)の関与認める

こうした事態をうけ、日本政府は、1991年12月から日本軍「慰安婦」問題について本格的な調査に乗り出します。

(1) 1992年7月6日、加藤紘一官房長官(当時)が談話を発表し、関係資料を調査した結果として、「慰安所の設置、慰安婦の募集に当たる者の取締り、慰安施設の築造・増強、慰安所の経営・監督、慰安所・慰安婦の衛生管理、慰安所関係者への身分証明書等の発給等につ

き、政府の関与があったことが認められた」とし、「従軍慰安婦として筆舌に尽くし難い辛苦をなめられた全ての方々に対し、改めて衷心よりお詫びと反省の気持ちを申し上げたい」と表明しました。

こうして、加藤談話は、「慰安婦」問題での政府(軍)の関与を認めるものとなりました。慰安所の経営・監督にかかわる公文書には、「慰安所規定」も含まれており、「慰安所」における「慰安婦」の生活が自由のない強制的なものであったこと——強制使役であったことも、この調査によって明らかになりました。同時に、加藤長官が、「朝鮮人女性の強制徴用を示す資料はなかったのか」との問いに、「募集のしかたについての資料は発見されていない」と答えたことが、「強制連行は否定」と報道され、談話への強い批判が寄せられます。

(2) この調査に対しては、国内外から「調査が不十分」との批判があげられます。とくに、韓国政府は、日本政府の調査を「評価する」と指摘する一方、「全貌を明かすところまでは至っていない」として、①今後も日本政府による真相糾明への努力を期待する、②韓国政府として独自の調査報告書を発表する——と表明しました。

1992年7月31日、韓国政府は、元「慰安婦」からの聞き取り調査も経て

200ページを超える報告書(「日帝下の軍隊慰安婦実態調査中間報告書」)を発表し、韓国政府として「慰安婦の募集方法」などの追加調査を求めました。

## 強制性を立証する日本側の 公文書は見つからなかった

(1) これらの事態を受けて、日本政府は再度、国内だけでなく国外まで広げて「慰安婦」問題の調査をすすめます。

この再調査では、「慰安婦」とされる過程での強制性、すなわち「本人の意思に反して慰安婦とされた」という事実を立証する公文書を見つけることが、大きな焦点の一つとなりました。しかし、日本政府の再調査でも、結局、日本側の公文書に関して言えば、そうした文書を見つけることはできませんでした。

それは、「談話」を発表した河野元官房長官が「女性を強制的に徴用しろといいますが、本人の意思のいかんにかかわらず連れてこい、というような命令書があったかと言えば、そんなものは存在しなかった。調べた限りは存在しなかった」(出典c)とのべ、「談話」をとりまとめる事務方の責任者だった石原信雄元官房副長官が「通達とか指令とかいろんな資料を集めたんですけど、文書で強制性を立証するようなものは出てこなかったんです」(出典b)と証言しているとお

り

です。

(2) 強制的に「慰安婦」とされたことを立証する日本側の公文書が見つからなかったことは、不思議なことでも、不自然なことでもありません。拉致や誘拐などの行為は、当時の国内法や国際法でも、明々白々な犯罪行為でした。政府であれ、軍であれ、明々白々な犯罪行為を指示する公文書などを、作成するはずがありません。かりに、それを示唆するような文書があったとしても、敗戦をむかえるなかで、他の戦争犯罪につながる資料とともに処分されたことが推測されま

す。

河野氏も「こうした問題で、そもそも『強制的に連れてこい』と命令して、『強制的に連れてきました』と報告するだろうか」(出典d)、「そういう命令をした」というような資料はできるだけ残したくないという気持ちがある軍関係者の中にはあったのではないかと思えますね。ですからそういう資料は処分されていたと推定することもできるのではないかと考えられます」(出典a)と同様の認識を示しています。

強制性を証明する日本側の文書が見つからなかったことをもって、強制的に「慰安婦」とされたという事実そのものを否定することは、まったく成り立たない議論です。

## 強制性を検証するために、 元「慰安婦」への聞き取り 調査をおこなう

(1) 文書が見つからないもとで、日本政府は、「慰安婦」とされた過程に強制性があったかどうかについての最終的な判断を下すため、ここで初めて政府として直接に元「慰安婦」から聞き取り調査をおこなうことを決定し、調査団を韓国に派遣します。そして、元「慰安婦」16人からの直接の聞き取り調査をおこないます。

このように、元「慰安婦」からの聞き取り調査の目的は、強制的に「慰安婦」にしたという日本側の公文書が発見されないもとで、強制されたという主張が真実かどうかを、直接、被害者から聴取することで検証しようとするところにありました。

聞き取り調査の目的がここにあったことは、河野・石原両氏の証言からも明白です。河野氏は、「文書資料を見つけないことも大事だけれども、いわゆる慰安婦だったという方から聞き取り調査を丁寧にする方がいいということで、韓国で聞き取り調査をやることにした」(出典a)と証言しています。石原氏は、「強制性を立証できるような物的証拠」がないもとで、「元慰安婦の人たちにお会いして、その人たちの話から状況判断、心証をえ

て、強制的に行かされたかどうかを最終的に判断しようということにした」(出典b)とのべています。

(2) そして元「慰安婦」の人たちの証言を聞いた結果、日本政府は、「慰安所」における強制使役とともに、「慰安婦」とされた過程にも強制性があったことは間違いないという判断をするに至ります。そうした判断をするにいたった事情について、「談話」のとりまとめにあたった河野・石原両氏は、つぎのように証言しています。

河野氏は、「話を聞いてみると、それはもう明らかに厳しい目にあつた人ではないとできないような状況説明が次から次へと出てくる。その状況を考えれば、この話は信憑性がある、信頼するに十分足りるというふうに、いろんな角度から見てもそう言えるということがわかってきました」(出典a)とのべています。

石原氏は、「その報告の内容から、明らかに本人の意に反して連れて行かれた人、だまされた人、普通の女子労働者として募集があつて行ったところが慰安所に連れて行かれたという人、それからいやだったんだが、朝鮮総督府の巡查が来て、どうしても何人か出してくれと割り当てがあつたので、そういう脅しというか、圧力があつて、断れなかつたというような人がいた。何人かそういう人がい

たので、総合判断として、これは明らかにその意に反して慰安婦とされた人たちが一六人のなかにいることは間違いありませんという報告を調査団の諸君から受けただけです。総理も官房長官も一緒にその話を聞いたんです。結局私どもは、通達とか指令とかという文書的なもの、強制性を立証できるような物的証拠は見つけられなかつたのですが、実際に慰安婦とされた人たち一六人のヒヤリングの結果は、どう考えても、これは作り話じゃない、本人がその意に反して慰安婦とされたことは間違いないということになりましたので、そういうことを念頭において、あの『河野談話』になつたわけです」(出典b)とのべています。

こうして、「河野談話」では、朝鮮半島では「(慰安婦の) 募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」ことが明記され、「慰安婦」とされる過程でも「本人たちの意思に反し」た「強制性があったことを、認めるに至つたのです。また、他の証言記録や資料も参照した上で、全体状況としては、「慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たつたが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあつた」

ことが明記されたのです。

『河野談話』の作成は、もちろん河野氏個人によるものでなく、当時の総理大臣、官房長官、官房副長官、外務省、厚生省、労働省など関係省庁などが集団的に検討・推敲(すいこう)し、内閣の責任でおこなつたものであることは、河野・石原両氏が証言していることです。

## 元「慰安婦」証言から 強制性の認定をおこなつた 「河野談話」の判断は公正で 正当なもの

(1) 「河野談話」見直し派は、元「慰安婦」の証言について、「裏付け調査をしていない」ことをことさらに問題視していますが、これは聞き取り調査の目的を理解しない、ためにする議論です。

すでにのべてきたように、元「慰安婦」に対する聞き取り調査の目的は、日本軍「慰安婦」制度において、女性たちが「慰安婦」とされた過程に強制性があったかどうかというのを最大の焦点として、その実態と真相を究明することにあります。

それは、刑事裁判における証言のように、個別具体的な犯罪行為を特定して裁くことを目的としたものではありません。また、民事裁判における証言のように個々の被害事実を認定して賠償させる

ことを目的とするものでもありません。

16人の元「慰安婦」の聞き取り調査は、「慰安婦」とされた方から直接に話を聞くことで、「意思に反して慰安婦とされた」という訴えに真実性があるかどうかを判断するということを最大の目的としておこなわれたものです。この点で、十分に確信をもって強制性を判断できる証言を得たというのが聞き取り調査だったのですから、「裏付け調査」など、もとより必要とされなかったのです。

(2) もともと、元「慰安婦」の聞き取り調査について、「裏付け調査をしていない」とか、証言に「間違いがある」「信憑性に疑問がある」などの批判は、いまに始まったことではありません。こうした批判にたいしては、当事者である河野氏が、すでに1997年の段階でおこなった一連の発言の中で、次のようにのべています。

「半世紀以上も前の話だから、その場所とか、状況とかに記憶違いがあるかもしれない。だからといって、一人の女性の人生であれだけ大きな傷を残したことについて、傷そのものの記憶が間違っているとは考えられない。実際に聞き取り調査の証言を読めば、被害者でなければ語り得ない経験だとわかる」(出典d)。

「局部的には思い違いがあるのではないが、こんなことはなかったのではない

か、つまり、場所が違ってやしないかとか、何がどうだということはあるかとしても、大筋において経験がなければ、体験がなければ、こんなことを証言できないと思える部分というのは、非常にあつちこつちにあるということははっきりしています」(出典c)。

「私はその証言を全部拝見をしました。『その証言には間違いがある』という指摘をされた方もありますが、少なくとも被害者として、被害者でなければ到底説明することができないような証言というものがあるということは重く見る必要がある、というふうには私は思ったわけでございます。

……はつきりしていることは、慰安所があり、いわゆる慰安婦と言われる人たちがそこで働いていたという事実、これははつきりしています。それから慰安婦の輸送について軍が様々な形で関与したということも、これもまた資料の中で指摘をされていたと思います。

そういう状況下でもう一つは、……当時の社会情勢の中で軍が持っている非常に圧倒的な権力というものが存在した。他方、いわゆる従軍慰安婦であったと言われる方々からの証言というものを聞いてみても、それはもう明らかに被害者でなければ言えないような証言というものが聞かれた。等々それらを総合的に判断をすれば、これはそうしたこと(強制性)

がなかったとは到底言えない。むしろそういうことがあったと言わざるを得ない状況であろう、というふうには私は判断をしたわけでございます」(出典c)。

河野氏は、かりに個々には「局部的に思い違い」などがあつたとしても、16人の元「慰安婦」の証言の全体と当時の資料等を「総合的に判断」するならば、日

本軍「慰安婦」制度において、「慰安婦」とされる過程で強制性が存在したことは否定できない事実だとの認定をおこなつたとしています。

これは当然の責任ある判断です。当時の政府が、「河野談話」において、こうした立場にたつて認定をおこなつたことは、公正で正当なものでした。

## 日本の司法による事実認定 ——「河野談話」の真実性は 歴史によって検証された

「河野談話」見直し派の攻撃の第二の問題点は、「談話」が発表されて以降の20年余、「談話」の真実性を裏付ける無数の証拠が次つぎに明らかにされたにもかかわらず、それを一切無視しているという事です。

かでも、加害国である日本の司法による事実認定は、きわめて重い意味をもってします。

各国の元「慰安婦」が、日本政府を被告として謝罪と賠償を求めた裁判は、つぎの10件にのほります。

### 加害国である日本の 司法による事実認定

1、「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟」(提訴年1991年、原告9人)。

証拠は、被害者の証言、加害者側の証言・記録、内外の公文書など、さまざまな形で明らかにされていますが、そのな

2、「釜山『従軍慰安婦』・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求訴訟」(提訴年1992年、原告3人)。

- 3、「フィリピン」従軍慰安婦」国家補償請求訴訟」（提訴年1993年、原告46人）。
- 4、「在日韓国人元『従軍慰安婦』謝罪・補償請求訴訟」（提訴年1993年、原告1人）。
- 5、「オランダ人元捕虜・民間抑留者損害賠償請求訴訟」（提訴年1994年、原告1人）。
- 6、「中国人『慰安婦』損害賠償請求訴訟（第一次）」（提訴年1995年、原告4人）。
- 7、「中国人『慰安婦』損害賠償請求訴訟（第二次）」（提訴年1996年、原告2人）。
- 8、「山西省性暴力被害者損害賠償等請求訴訟」（提訴年1998年、原告10人）。
- 9、「台湾人元『慰安婦』謝罪請求・損害賠償訴訟」（提訴年1999年、原告9人）。
- 10、「海南島戦時性暴力被害賠償請求訴訟」（提訴年2001年、原告8人）。

す。これらの裁判の結論は、いずれも原告の損害賠償請求を認めるものとはなりませんでしたが、10件の裁判のうち8件の裁判（上記裁判のうち「フィリピン」従軍慰安婦」国家補償請求訴訟」、「台湾人元『慰安婦』謝罪請求・損害賠償訴訟」をのぞく8件の裁判）の判決では、元「慰安婦」たちの被害の実態を詳しく事実認定しています。

それらの一連の判決は、「河野談話」が認めた、「慰安所」への旧日本軍の関与、「慰安所」とされる過程における強制性、「慰安所」における強制使役などを、全面的に裏付ける事実認定をおこなっています。加害国である日本の裁判所が、厳格な証拠調べをおこなった結果認定している事実認定は、特別の重さがあります。それは、「河野談話」見直し派が声高に叫ぶ「強制連行はなかった」という主張を打ち砕くものとなっています。

### 「河野談話」が認めた五つの事実のすべてが「事実と証拠」に基づいて認定された

一連の判決の中では、事実認定は、①事件の「背景事情」と、②「各原告の被害事実」についておこなわれています。まず事件の「背景事情」について、一

連の裁判の判決は、「河野談話」が認めた事実をほぼ全面的に認めるものとなっています。たとえば、韓国人元「慰安婦」たちが提起した「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟」における東京高裁判決（2003年7月22日）はつぎのようにのべています。

「本件の背景事情のうち争いのない事実と証拠（……）によれば、次の事実が認められる。

ア、旧日本軍においては、昭和7年（1932年）のいわゆる上海事変の後

（以下単に『慰安所』という。）が設置され、そのころから終戦時まで、長期に、かつ広範な地域にわたり、慰安所が設置され、数多くの軍隊慰安婦が配置された。……

イ、軍隊慰安婦の募集は、旧日本軍当局の要請を受けた経営者の依頼により、斡旋業者がこれに当たっていたが、戦争の拡大とともに軍隊慰安婦の確保の必要性が高まり、業者らは甘言を弄し、あるいは詐欺脅迫により本人たちの意思に反して集めることが多く、さらに、官憲がこれに加担するなどの事例も見られた。

戦地に移送された軍隊慰安婦の出身地は、日本を除けば、朝鮮半島出身者が大きな比重を占めていた。

ウ、旧日本軍は、業者と軍隊慰安婦の輸送について、特別に軍属に準じて渡航

許可を与え、また、日本政府は軍隊慰安婦に身分証明書の発給を行っていた。

エ、慰安所の多くは、旧日本軍の開設許可の下に民間業者により経営されていたが、一部地域においては旧日本軍により直接経営されていた例もあった。民間業者の経営については、旧日本軍が慰安所の施設を整備したり、慰安所の利用時間、利用料金、利用に際しての注意事項等を定めた慰安所規定を定め、軍医による衛生管理が行われるなど、旧日本軍による慰安所の設置、運営、維持及び管理への直接関与があった。

また、軍隊慰安婦は、戦地では常時旧日本軍の管理下に置かれ、旧日本軍とともに行動させられた。……」。

このように判決文は、「河野談話」が認定した五つの事実のほぼすべてについて、裁判をつうじての「争いのない事実と証拠」にもとづいて、事実認定しています。

### 被害者の一人ひとりについて詳細な事実認定がおこなわれた

一連の判決は、「各自の事実経過」として、元「慰安婦」が被った被害について、一人ひとりについて詳細な事実認定をおこなっています。

八つの裁判の判決で、被害を事実認定されている女性は35人にのぼります。内訳は韓国人10人、中国人24人、オランダ人1人です。一人ひとりの被害に関する事実認定は、読み通すことに大きな苦痛を感じる、たいへん残酷かつ悲惨な、生なましい事実が列挙されています。その特徴点をまとめると、以下のことが確認できます。

(1) 35人の被害者全員が強制的に「慰安婦」にさせられたと事実認定した

八つの裁判の判決では、35人全員について、「慰安婦」とされた過程が「その意に反していた」＝強制性があったことを認定しています。「慰安婦」とされた年齢については、裁判記録で確認できるものだけでも、35人のうち26人が10代の未成年でした。

韓国人の被害者のケース。甘言など詐欺によるものとともに、強圧をもちいての強制的な連行の事実が認定されています。たとえば、「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟」の東京高裁判決(2003年7月22日)、「釜山『従軍慰安婦』・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求訴訟」の広島高裁判決(2001年3月29日)で認定された個々の被害事実のうち、4名のケースについて示すことにします。(～内は引用者)。

●「帰宅する途中、釜山駅近くの路地で日本人と朝鮮人の男性二人に呼び止められ、『倉敷の軍服工場にお金を稼ぎに行かないか。』と言われ、承諾もしないうちに、船に押し乗せられてラバウルに連行された」。

●『日本人の紹介するいい働き口がある』と聞いて行ったところ、日本人と朝鮮人に、美江から京城、天津を経て(中国各地の慰安所に)連れて行かれた」。

●「日本人と朝鮮人が来て、『日本の工場に働きに行けば、一年もすれば嫁入り支度もできる。』と持ちかけられ、断つたものの、強制的にラングーンに連れて行かれ、慰安所に入れられ(た)」。

●「日本人と朝鮮人の青年から『金儲けができる仕事があるからついてこないか。』と誘われて、これに応じたところ、釜山から船と汽車で上海まで連れて行かれ、窓のない30ぐらいの小さな部屋に区切られた『陸軍部隊慰安所』という看板が掲げられた長屋の一室に入れられた」。

中国人の被害者のケース。そのすべてについて、日本軍人による暴力を用いての文字通りの強制連行が認定されています。「中国人『慰安婦』損害賠償請求訴訟(第一次)」の東京高裁判決(2004年12月15日)が認定した4名の被害事実について示すことにします。

●「日本軍兵士によって自宅から日本軍の駐屯地のあった進圭村に拉致・連行され、駐屯地内のヤオドン(岩山の横穴を利用した住居。転じて、横穴を穿ったものではなく、煉瓦や石を積み重ねて造った建物も指す。)に監禁された」。

●「3人の中国人と3人の武装した日本軍兵士らによって無理やり自宅から連れ出され、銃底で左肩を強打されたり、後ろ手に両手を縛られるなどして抵抗を排除された上、進圭村にある日本軍駐屯地に拉致・連行され、ヤオドンの中に監禁された」。

●「日本軍が襲い、…銃底で左腕を殴られたり、後ろ手に縛られたりして進圭村に連行され、一軒の民家に監禁された」。

●「日本軍兵士によって強制的に進圭村の日本軍駐屯地に拉致・連行され、日本軍兵士などから『夫の居場所を吐け』などと尋問されたり、何回も殴打されるなどした上、ヤオドンの中に監禁され(た)」。

## (2) 「慰安所」での生活は、文字通りの「性奴隷」としての悲惨極まるものだった

被害者の女性たちが、「慰安所」に入られた後の生活は、一切の自由を奪われる状況のもとで、連日にわたって多数

の軍人相手の性行為を強要されるといふ、文字通りの「性奴隷」としての悲惨極まりないものだったことが、35人の一人ひとりについて、具体的に事実認定されています。「慰安所」での生活は、性行為の強要だけでなく、殴打など野蛮な暴力のもとにおかれていたことも、明らかにされています。

## (3) 被害者は、肉体的・精神的に深い傷を負い、生涯にわたる後遺症に苦しんでいる

被害者の女性たちが、「慰安所」での虐待によって、肉体的・精神的に深い傷を負い、生涯にわたって後遺症に苦しんでいる事実も認定されています。多くの女性たちが、戦後から今日にいたるまで、「慰安所」での虐待によって、不妊、さまざまな身体的障害、重度の心的外傷後ストレス障害(PTSD)などに苦しめられている事実が明らかにされています。

これらの個々の事実認定は、「河野談話」が認めた「甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して」慰安婦とされたこと、「官憲等が直接これに加担したこと」、「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものだったこと」を、否定できない事実の積み重ねによつ



て、明らかにするものとなっています。

「河野談話」見直し派は、日本の司法によるこうした事実認定を前にしてもなお、「強制連行はなかった」「強制的に『慰安婦』とされたという主張には根拠がない」と言い張るつもりでしょうか。

## 国家的犯罪として断罪されるべき反人道的行為との告発が

日本の司法による判決は、個々の被害事実を認定しているだけではありません。こうした強制が国家的犯罪として断罪されるべき反人道的行為であることをつぎのように告発しています。

「甘言、強圧等により本人の意思に反して慰安所に連行し、さらに、旧軍隊の慰安所に対する直接的、間接的関与の下、政策的、制度的に旧軍人との性交を強要したものであるから、これが二〇世紀半ばの文明的水準に照らしても、極めて反人道的かつ醜悪な行為であったことは明白であり、少なくとも一流国を標榜する帝国日本がその国家行為において加担すべきものではなかった」「従軍慰安婦制度がいわゆるナチスの蛮行にも準ずべき重大な人権侵害であって、これにより慰安婦とされた多くの女性の被った損害を放置することもまた新たに重大な人権侵害を引き起こす……」（釜山『従軍慰安

婦』・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求訴訟」、山口地裁下関支部判決、1998年4月27日）。

「被害者原告らに対して加えられた日本兵による強姦等の所業は、それが日中戦争という戦時下において行われたものであったとしても、著しく常軌を逸した卑劣な蛮行というほかはなく、被害者原告らが被った精神的被害が限りなく甚大で、原告ら主張のとおり耐え難いものであったと推認するに難くはなく、また、そのような被害を契機として、その同胞からいわれのない侮蔑、差別などを受けたことも、国籍・民族の違いを超えて、当裁判所においても、優に認め得ることででき（る）……」（山西省性暴力被害者損害賠償請求訴訟」、東京地裁判決、2003年4月24日）。

「極めて反人道的かつ醜悪な行為」「ナチスの蛮行にも準ずべき重大な人権侵害」「著しく常軌を逸した卑劣な蛮行」——日本の司法による判決でのこのような峻烈（しゅんれつ）な断罪は、きわめて重く受け止めるべきものです。

## 「河野談話」の真実性は、 いよいよ確かなものとなった

元「慰安婦」が提起した一連の裁判の判決の意義について、河野元官房長官は

次のようにのべています。

「平成三年（一九九一）か、四年（一九九二）から、いわゆる従軍慰安婦と言われた人たちが、日本へ来て訴訟を起こすわけですね。その訴訟裁判で事実関係についても、いろいろやりとりがある。平成一四年（二〇〇二）に高裁の判決が出て、最高裁に上告されて最高裁はそれを棄却するわけですね。棄却すると

結局高裁の判断が最終的な判断ということになるわけですが、その高裁の判断の裁判長の説明の中に、補償することはもうない、時間が経過してしまっただし、両国関係において条約的な処理がなされている、したがって、この人に補償を出すことはないと判断ですが、この人が従軍慰安婦としてどのくらいの苦しみを受けたかという事実関係については、高裁が全部認定した形になっているんですから、最高裁が上告を棄却して戻すわけですから、私は日本の司法はその部分については認めたことになっていると思うんです。その高裁の判決文を読むと、……

あれはおかしいという。あるいは学術の世界では、学問的にどうだということをおい。それぞれお立場上おっしゃることとはご自由ですけれども、事実関係については、私はもう日本の司法が認定をしたと考えています。それはわれわれが聞き取り調査をしたりしたことは間違いなかつたということを保証してくれるものであると思います」（出典a）。

河野氏がのべているように、日本軍「慰安婦」に関する事実関係について、「日本の司法が認定」を下し、「司法の分野では決着」がついたのです。司法の認定は、16人の元「慰安婦」への聞き取り調査にもとづく当時の日本政府の判断が、「間違いなかつた」ということを保証するものともなりました。「河野談話」の真実性は、日本の司法によって、いよいよ確かなものとなったのです。

元「慰安婦」が提起した一連の裁判の判決の意義について、河野元官房長官は、

# 「軍や官憲による強制連行を 直接示す記述はなかった」 とする政府答弁書の撤回を

## 「強制連行を直接示す記述は なかった」とする 政府答弁書は、事実と違う

「河野談話」見直し派が、「強制連行を示す証拠はない」などと主張するさいに、その「根拠」として最大限利用しているのが、第1次安倍政権が閣議決定した2007年3月16日の政府答弁書（辻元清美衆議院議員の質問主意書にたいする答弁書）です。この政府答弁書には、次の記述が含まれています。

「同日（『河野談話』を公表した1993年8月4日）の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである」。

しかし、この政府答弁書は、事実と違っています。

すでにのべてきたように、「河野談話」を公表した時点までに、「慰安婦」とさ

れる過程での強制性を立証する日本側の公文書は見つかりませんでした。しかし、この時点でも、すでに強制的に「慰安婦」にされたことを示す外国側の公文書は存在していました。少なくとも、つぎの二つの公文書は、日本政府は間違いなく知っていたはずですが。

## オランダ女性を強制的に 連行して「慰安婦」とした 「スマラン事件」

第一は、日本の占領下に置かれたオランダ領東インド（現インドネシア）のスマランで軍が「慰安所」を開設し、抑留所に収容していたオランダ女性を強制的に連行して「慰安婦」にしたという「スマラン事件」にかかわる公文書です。

「スマラン事件」では、戦後のオランダによるBC級戦犯裁判（バタビア臨時軍法会議）で中将や大佐、少佐など日本の軍人7名と軍慰安所経営者4名が死刑

や禁錮15年を含む有罪判決を受けました。

この裁判文書を法務省が要約した「バタビア臨時軍法会議の記録」が、「河野談話」の発表とあわせて公表された「いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について」（内閣外政審議室、1993年8月4日）に含まれていました。そこには「判決事実の概要」として次のような記述がなされています。

「女性の全員又は多くが強制なしには売春に応じないであろうことを察知し得たにもかかわらず、監督を怠った事実、及び、慰安所で女性を脅して売春を強制するなどし、また部下の軍人又は民間人がそのような戦争犯罪行為を行うことを知り、又は知り得たのにそれを黙認した」（死刑とされた元少佐）

「部下の軍人や民間人が上記女性らに対し、売春をさせる目的で上記慰安所に連行し、宿泊させ、脅すなどして売春を強要するなどしたような戦争犯罪行為を知り又は知り得たにもかかわらずこれを黙認した」（有期刑10年の元少佐）

これらの事実は、「河野談話」のとりまとめにあたって各省庁に提出させた文書の一環として、法務省が「いわゆる従軍慰安婦問題に関連する戦争犯罪裁判についての調査結果の報告」としてまとめ

た報告の中にもほぼ同じ内容で記述されています。

「河野談話」の発表のさいは、法務省のまとめた「判決事実の概要」だけが発表され、そのもととなった裁判原資料は公開されませんでした。こうした「概要」からだけでも、強制連行の事実を十分に確認することができます。

さらに2013年9月、法務省の集めていた起訴状や判決文など530枚にのぼる原資料が、市民団体の請求に応じて国立公文書館で開示されました。そこには、判決文をはじめ、強制連行の事実を生々しく示す証拠資料が多数含まれています。判決文は次のように事実認定しています。

「日本占領軍当局は、之等婦女子より自由を奪ふことに依りて完全なる従属状態に置き以て彼女等の扶養、保護に対する責任を一手に掌握せり。之にも飽き足らず、占領軍当局者は此の無援、不当なる従属関係を濫用し、暴力或は脅迫を以て、数名の婦女子を最も侮辱的なる選択の後、抑留所より連行せり」。

これらは、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述」そのものです。しかも、この開示資料の中には、ジャワ軍司令部そのものが関与していたことを示す日本軍幹部の証言も含まれて

いました。

「河野談話」の発表に先立って、日本政府が、強制連行を直接の形で示すこれらの公文書を把握していたことは、疑いようがありません。

## 東京裁判の判決に明記されている中国南部の桂林での強制連行

第二は、極東国際軍事裁判所（東京裁判）の判決に明記されている中国南部の桂林での強制連行の事例です。

東京裁判の裁判文書の中には、中国、インドネシア、ベトナムという3カ国での強制連行を示す証拠文書が含まれています。とりわけ桂林については、判決そのものにつぎのような記述があります。

「桂林を占領している間、日本軍は強姦と掠奪のようなあらゆる種類の残虐行為を犯した。工場を設立するという口実で、彼らは女工を募集した。こうして募集された婦女子に、日本軍隊のために醜業を強制した」。

この記述も、軍による強制的な連行を示すものであることは明らかです。

日本は、1952年のサンフランシスコ平和条約で、東京裁判やBC級戦犯裁判の結果を受諾しています。したがって、

その内容について知らないはずはありません。また、その内容について異議をのべる立場にないことは明らかです。その点は、安倍政権自身が、「我が国は、日本国との平和条約第十一条により、同裁判を受諾しており、国と国との関係において、同裁判について異議を述べる立場にはない」（2007年4月20日の政府答弁書）と回答している通りです。

日本政府として、BC級戦犯裁判や東京裁判の公文書に明記されている強制連行を示す記述を知らなかったと言い張ることは、通用する話では決してありません。

## 事実と異なり、有害きわまる役割を果たしている 政府答弁書の撤回を求める

このように、「河野談話」の発表までの時点でみても、「政府が発見した資料」（あるいは政府が知っていた資料）のなかに、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述」があったことは、否定しようのない事実です。

さらに、「河野談話」発表以後、日本の司法の裁判によって明らかになった強制連行の数々の事実認定を踏まえるならば、「軍や官憲による強制連行を直接示すような記述が見当たらなかった」とする政府答弁書の立場に、今日なお政府が

固執し、その主張を繰り返すことは、許されるものではありません。

第1次安倍政権による政府答弁書は、「河野談話」見直し派によって、「錦の御旗」として利用されています。それは独り歩きして、歴史の事実を捻（ね）じ曲げる役割を果たしています。すなわち、政府答弁書そのものは、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」であるのに、そ

れが「強制連行を示す証拠はなかった」と読み替えられ、さらに「強制連行はなかった」と読み替えられ、日本軍「慰安婦」制度の強制性全般を否定する最大のよりどころとして利用されているのです。

日本共産党は、事実と異なり、歴史の事実を捻じ曲げる有害きわまる役割を果たしている、2007年3月16日の政府答弁書を撤回することを、強く求めるものです。

# 歴史に正面から向き合い、誠実かつ真摯に誤りを認め、未来への教訓とする態度を

## 女性に対する 国際的人権保障の発展と、日本軍「慰安婦」問題

この間、国際社会では、女性に対する組織的な性暴力——強姦、性的奴隷、強制売淫、強制妊娠、強制不妊など——を時効の許されない「人道に対する罪」に位置づけた国際刑事裁判所の「規程」の採択（1998年）など、女性の国際的人権保障が大きく発展してきました。

女性に対するいつさいの組織的な性暴力を根絶し、そのためにも、過去の重大な誤りの清算を求めている国際社会にあつて、日本軍「慰安婦」問題での日本の態度がたえず批判の対象にされるのは当然であり、日本政府には、国際的な批判にこたえる国際的な責務があります。

## 「性奴隷制」を認め、 強制性を否定する議論に 反論を——これが世界の声

(1) 「強制連行はなかった」とする安倍政権の動きが強まった2007年以降、日本軍「慰安婦」制度の強制性を否定する勢力の策動は、世界中から厳しい批判をあびました。

これまでに、米国下院、オランダ下院、カナダ下院、欧州議会、韓国国会、台湾立法院、フィリピン下院外交委員会と七つの国・地域の議会から日本政府にたいする抗議や勧告の決議があげられています。国連や国際機関からも、国連の二つの詳しい調査報告書(1996年の国連人権委員会「クマラスワミ報告」、1998年の同委員会「マクドゥーガル報告」)のほか、国連人権理事会、自由権規約委員会、社会権規約委員会、女性差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、国際労働機関(ILO)などから、日本政府にたいする是正勧告が繰り返し出されています。

(2) 2007年7月に採択された米  
国下院の決議は次のようにのべていま  
す。

「日本政府は、……世界に『慰安婦』  
として知られる、若い女性たちに性的奴  
隷制を強いた日本皇軍の強制行為につい

て、明確かつ曖昧さのない形で、歴史的  
責任を公式に認め、謝罪し、受け入れる  
べきである」。

「日本政府は、日本皇軍のための『慰  
安婦』の性奴隷化と人身取引は決してな  
かったとするいかなる主張にたいして  
も、明確かつ公的に反駁(はんぱく)す  
べきである」。

(3) 2007年12月に採択された欧  
州議会の決議は次のようにのべていま  
す。

「世界に『慰安婦』として知られる、  
若い女性たちに性的奴隷制を強いた日本  
皇軍の強制行為について、明確かつ曖昧  
さのない形で、歴史的かつ法的責任を公  
式に認め、謝罪し、受け入れることを、  
日本政府に要請する」。

「『慰安婦』の隷属化と奴隷化は決して  
なかったとするいかなる主張にたいして  
も、公的に反駁することを日本政府に要  
請する」。

日本軍「慰安婦」制度は、政府と軍に  
よる「性的奴隷制」であったという事実  
を明確かつ曖昧さのない形で公式に認め  
るべきだ、「慰安婦」制度の強制性を否  
定するいかなる主張に対しても明確かつ  
公式に反論するべきだ——これが日本政  
府につきつけられている世界の声なので  
す。

「河野談話」の見直しを叫び、日本軍「慰  
安婦」制度の強制性を否定する主張は、  
日本のごく一部の極右的な集団のなかで  
は通用しても、世界ではおおよそ通用しな  
いものであり、最も厳しい批判の対象と  
される主張といわなければなりません。

## 歴史を改ざんする勢力に 未来はない

いま日本政府の立場が厳しく問われて  
います。

安倍政権が、「河野談話」見直し論に  
たいして、毅然(きぜん)とした態度を  
とらず、それに迎合する態度をとり続け  
るならば、人権と人間の尊厳をめぐって  
の日本政府の国際的信頼は大きく損なわ  
れることになるでしょう。

都合の悪い歴史を隠蔽(いんぺい)し、  
改ざんすることは、最も恥ずべきこと  
です。そのような勢力に未来は決してあり  
ません。

日本共産党は、日本政府が、「河野談話」  
が明らかにした日本軍「慰安婦」制度の  
「真実を正面から認めるとともに、歴史を  
改ざんする主張にたいしてきっぱりと反  
論することを強く求めます。さらに、「河  
野談話」が表明した「痛切な反省」と「心  
からのお詫び」にふさわしい行動——事  
実の徹底した説明、被害者にたいする公  
式の謝罪、その誤りを償う補償、将来に

わたって誤りを繰り返さないための歴史  
教育など——をとることを強く求めるも  
のです。

歴史はつくりかえることはできません。  
しかし向き合うことはできます。歴  
史の真実に正面から向き合い、誠実かつ  
真摯(しんし)に誤りを認め、未来への  
教訓とする態度をとってこそ、日本はア  
ジアと世界から信頼され尊敬される国と  
なることができるでしょう。

日本共産党は、歴史の逆流を一掃し、  
日本の政治のなかに、人権と正義、理性  
と良心がたぬかれるようにするため  
に、あらゆる力をつくすものです。

# 日本軍「慰安婦」問題 志位委員長の「問」答から

日本共産党の志位和夫委員長が14日に発表した見解「歴史の偽造は許されない——『河野談話』と日本軍『慰安婦』問題の真実」について、内外記者、参加者との質疑応答（大要）は次の通りです。（発表にさいして、補正と加筆、整理を行っています）

「河野談話」に対する安倍政権の対応について

「見直さない」としながら「検証」は矛盾、攻撃には明確に反論すべき

——参院予算委員会で安倍晋三首相が「河野談話」について「見直す考えはない」と答弁しました。一方、菅義偉官房長官は「『河野談話』の作成過程の検討はする」と述べています。この政府の姿勢

についてどう思いますか。

志位 私は、この問題への日本政府の対応には二つの問題点があると思います。

第一は、「河野談話」について「見直さない」と表明しているわけですが、同時に「検証する」といっている。これは矛盾した態度だといわなければなりません。

第二に、「河野談話」見直し論にたいして、政府は反論していません。逆に、迎合的な態度をとっています。これは国会の質疑でも明らかです。

政府が、「河野談話」を本当に「見直さない」というのであれば、何のために

「検証」するのか。「見直さない」なら「検証」などはないし、やめるべきです。また、政府が、本気で「河野談話」を「継承する」というなら、「河野談話」見直し派からの攻撃にたいして、正面から、公式に、明確に、反論すべきです。今回、私たちは政党の立場から反論をおこないましたが、これはほんらい政府がやるべきことです。

「慰安婦」制度は「性奴隷制度」か  
むき出しの形での「性奴隷制度」だったことは明白

——「慰安婦」は「性奴隷」だったというイメージがつけられているのではな

いか。実際、そうだったのでしょうか。

志位 私は、日本軍「慰安婦」制度は、むき出しの形での「性奴隷制度」だったと言いつついいし、そう言い切るべきだと思います。

「慰安所」における「慰安婦」の生活は、監禁拘束されたもとで性行為を強制される日々でした。そこでは一切の人権も自由も剥奪されています。居住の自由がない。外出の自由もない。廃業の自由もない。相手を拒否する自由もない。そうしたまったく自由がないもとで、軍人に性的奉仕が強要される。これは、むき出しの形での「性奴隷制度」というほかないものです。

しかも、この「慰安婦」制度の主体は軍でした。「慰安所」には軍直営のものもありました。業者に経営させる軍専用の「慰安所」もありましたが、その場合でも、軍の完全な統制・監督の下に運営されていました。

日本軍「慰安婦」制度は、軍の統制・監督下の「性奴隷制度」ということでは、「軍性奴隷制度」といふべきものであり、「性奴隷制度」のなかでも、最も野蛮でむき出しの形態のものでした。そういうものとして、私たちはきちんとして事実に向き合わなければなりません。

## 歴史を改ざんする動きについて

軍「慰安婦」問題は、侵略戦争や植民地支配への反省の「試金石」ともなっている

——「慰安婦」問題は本来、人道問題です。安倍政権による否定的発言で厳しい政治問題となりました。安倍政権はなぜこのような発言を繰り返すと思いますか。安倍政権のやりかたについてどう思いますか。

**志位** 安倍政権のもとで、なぜこういう事態が引き起こされるのか。私は、安倍首相自身の行動にその根源があると考えています。

安倍首相は、昨年12月に靖国神社参拝を行いました。靖国神社というのは、戦争中は国民を戦場に動員する道具とされ、今もなお、かつての日本の戦争を「自存自衛の戦争だった」「アジア解放の聖戦だった」と賛美することをその存在意義としている特殊な施設です。この神社への首相の参拝は、侵略戦争を肯定・美化する立場に身をおくことになる、私

たちは強く批判しました。こうした首相の行動が示すように、安倍首相の行動には、過去の日本の侵略戦争を誤った戦争と認めたくない、それを正当化したいという強い衝動が働いていることは明らかです。

この内閣を支えているのが、私たちが「靖国」派と呼んでいる歴史改ざんをまくるむ勢力です。この勢力は、日本の侵略戦争や植民地支配の歴史を「正義の歴史」へと改ざんしようとする強い反動的衝動に支配されていますが、彼らのそうした反動的衝動が最も強く現れているのが日本軍「慰安婦」問題だと思っています。この問題は、日本軍国主義が犯した戦争犯罪、植民地犯罪のなかでも、「靖国」派が最も認めたくないものの一つなのです。彼らは、何としてもこれを「なかったことにしたい」という強い衝動に突き動かされているのです。

しかし、今日お話ししたように、どんなに否定しようとしても、これは動かすことのできない事実です。この事実を否定する試みは、決して成功しません。それは、もとより世界では通用しません。日本国民からも決して支持はされません。

この問題にたいして、きっぱりした姿勢がとれるかどうか、日本政府にきびしく問われています。この問題にたいしてきちんとした姿勢がとれなかったら、

侵略戦争や植民地支配に対する本当の反省をしたとはいえない、そういういわば重大な試金石ともなっているのが、日本軍「慰安婦」問題です。それは歴史を改ざんしようとする勢力との対決の熱い焦点ともなっています。そうした位置づけで、私たちは解決のために力を尽くしたいと思っています。

## 「慰安婦」問題は日本人の誇りを傷つける」という声に

歴史の真実に正面から向き合ってこそ日本国民として本当の誇りがもてる

——中国人「慰安婦」裁判を支援してきた者です。「慰安婦」問題は日本人としての誇りを傷つける、侵略戦争だったことは認めるが、これだけは認めたくないという意見をどう思いますか。

**志位** まず裁判をたたかってこられたことに対し、心から敬意を申し上げますと思います。裁判の結果、賠償請求は認められませんでした。事実認定の点で

はたいへん大きな財産を残しました。それは歴史的意義を持つものです。「日本人としての誇りが傷つけられる」という意見をどう思うかというご質問ですが、本当の日本国民としての誇りとは何か、を問い返す必要があるだろうと思います。

都合の悪い歴史を隠すことこそ、もっとも恥ずかしいことであり、自らの誇りを投げ捨てることになるのではないかと。本当に日本という国を愛し、日本の未来に責任を持つとするならば、歴史の真実にたいして、正面から向き合うことこそ真に勇氣ある態度だし、そういう態度をとってこそ、日本国民として、さらに人間として、本当の意味での誇りを持つことになるのではないかと。「誇りが傷つけられる」という声にたいしては、そういう問いかけをしていくことが大切ではないでしょうか。

日本国民の中では、この問題の真相はよく知られていないと思います。今日お話ししたような、「河野談話」の中身はどういうものか、「談話」はどうかやってみてつくられたのか、この問題にかかわって日本でどういう裁判が行われ、そこでどういう事実認定がされたのかなどについては、ほとんど知られていないと思います。

今日発表した私の見解は、もとより日本軍「慰安婦」問題の全体像を明らかに



参加者からの質問に応じる志位和夫委員長

したものではありません。いま行われている「河野談話」攻撃にかかわって、これに反論するという形で、必要最小限のことを述べたものです。日本軍「慰安婦」問題の全体像については、きわめて深刻で重大な多くの事実が、研究者や関係者のみなさんの努力によって明らかにされています。被害も、もちろん朝鮮半島だけではなくありません。それは中国、東南アジア諸国、太平洋諸国、ヨーロッパの国、そして日本人の被害者など、たくさんの方々が被害者となっている深刻な問題です。その全体像を事実を示して丁寧に伝えていく努力が大切になっていると痛感します。これは日本共産党の責任としてもぜひやっていきたいと決意しています。

### 一部メディアによる「河野談話」攻撃について

真偽が定かでない文書をもとにした攻撃は、相手にする値打ちもない

——一部メディアは、「河野談話」にかかわって政府が行った16人の元「慰安婦」の聞き取り調査の文書をもとに、「談話」攻撃をしています。

志位 一部メディアが、16人の元「慰安婦」の聞き取りの調査の文書なるものを入手したとあって、それをもとに「河野談話」の攻撃をやっている事実があります。

しかし、一部メディアが入手したという文書について、政府は真正なものと認めていません。つまり、文書の真偽そのものが定かでないということですから、私たちの見解では、真偽が定かでない文書をもとにした「河野談話」攻撃は、相手にしておりません。相手に対するだけの値打ちもないということです。そうした攻撃を展開している一部メ

ディアの目的は、「河野談話」の全否定にあります。しかし、「河野談話」否定論に対しては、今日発表した見解において、事実と論理をもって、反論が尽くされていると私は考えるものです。

### 2007年の政府答弁書について

「軍や官憲による強制連行を直接示す記述が見当たらない」という部分の撤回を

——（見解で撤回を求めている）  
2007年3月16日に閣議決定された政府答弁書のなかでは、「河野談話」を認めている部分がありますが。

志位 たしかに、この政府答弁書では、政府の基本的立場は「河野談話」を「継承している」というものであるということが述べられています。（ただし）その内容を閣議決定することは考えていない」とも述べています）  
「河野談話」を「継承している」と言いながら、「軍や官憲によるいわゆる強

制連行を直接示すような記述も見当たらない」とするのは、少なくとも「河野談話」の精神に反する矛盾であることは事実です。

ただ答弁書のこの部分は、矛盾というだけでなく、見解でも明らかにしたように、何よりも事実と異なっています。日本政府は、BC級戦犯裁判や東京裁判の判決を知っていたはずだ。だから「記述が見当たらない」とする答弁書は事実と違う。だから撤回すべきだ。——  
そういうシンプルな論立てで相手を追い詰めていくことが、この答弁書を撤回させるうえで一番強い論理になると考えるものです。

もちろん、私たちが撤回を求めているのは、答弁書のなかの「河野談話」を継承する部分ではなく、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらない」という部分であることは、いうまでもありません。

## この問題での歴史教育について

子どもたちに事実を伝えていくことは、日本政府の内外への公約でもある

——「河野談話」の最後の部分では、歴史教育にもふれています。「慰安婦」問題を国民の共通の歴史認識にしていく努力がとても重要だと思いますが。

**志位** その通りです。言われるように、「河野談話」は、「われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」と、内外に公約しています。

いま残念なことに、中学校の教科書の記述から、「慰安婦」問題が消えるという事態になっています。「新しい歴史教科書をつくる会」などによる攻撃が強まり、さらに、2006年に教育基本法が改悪されたことの影響も大きかったと思います。そうした流れのなかで記述がなくなってしまった。これは由々しき問題です。

子どもたちにも、その発達段階におうじた適切なやり方で、この問題での事実をしっかりと伝えていく。これは「河野談話」がアジアと世界に公約したことでもあり、また日本の未来を考えても、たいへんに大切なことです。そうした方向に向かうように、私たちとしても力を尽くしていきたいと思っています。